

令和6年第7回（12月）上越市議会定例会

厚生常任委員会資料【所管事務調査】

上越市一般廃棄物処理基本計画の策定について

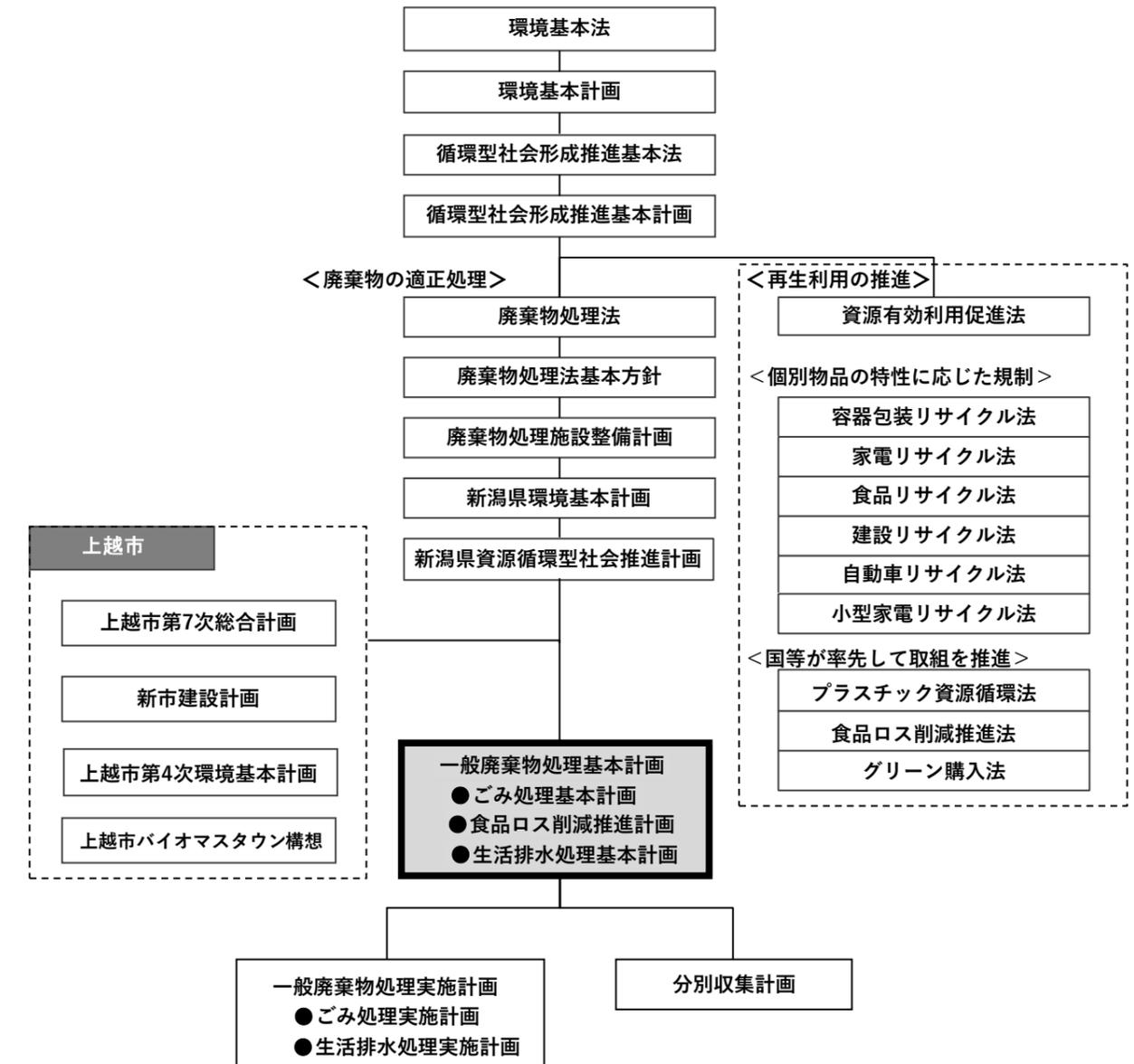
上越市一般廃棄物処理基本計画（案）の概要について	・・・・・・・・	1～6
上越市一般廃棄物処理基本計画（案） （ごみ・食品ロス・生活排水・災害廃棄物）	・・・・・・・・	別冊

上越市一般廃棄物処理基本計画（案）の概要

1 計画概要

▼計画策定の趣旨	別冊 P2
<ul style="list-style-type: none"> 社会情勢の変化や経済活動の発展に伴い、SDGsの重要性が高まっている。 令和5年2月に「上越市第4次環境基本計画」と「上越市第2次地球温暖化対策実行計画」を策定 法の規定に基づき、「食品ロス削減推進計画」を新たに策定 	
▼国・県の動向	P2～3
<ul style="list-style-type: none"> SDGsの取組が進み、廃棄物処理や資源循環が喫緊の課題 国「第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月閣議決定）」の策定 県「第3次新潟県資源循環型社会推進計画（令和3年3月）」、「新潟県食品ロス削減推進計画（令和4年3月）」の策定 	
▼当市の動向	P3～4
<ul style="list-style-type: none"> 家庭ごみに関して、3Rの取組について広報紙や環境イベント等を通じて環境に配慮した行動を市民に呼びかけ、排出量の減量化を推進 資源ごみ等の貯留施設（ストックヤード）を上越市クリーンセンターに隣接して整備し、供用開始 生活排水処理は公共下水道、合併処理浄化槽の整備・普及を図っている。集合処理施設区域外においては、補助金を交付し、合併処理浄化槽への転換を推進 「上越市第7次総合計画（令和4年12月）」、「上越市第4次環境基本計画（令和5年2月）」と「上越市第2次地球温暖化対策実行計画（令和5年2月）」の策定 	
▼計画の構成	P6
<ul style="list-style-type: none"> ◆第1部 計画概要 本計画策定に関する基礎的事項及び当市の状況について示します。 ◆第2部 ごみ処理基本計画 ごみ処理に関する基本計画を示します。 ◆第3部 食品ロス削減推進計画 食品ロス削減推進に関する基本計画を示します。 ◆第4部 生活排水処理基本計画 生活排水処理に関する基本計画を示します。 ◆第5部 災害廃棄物処理計画 災害廃棄物処理に関する計画を示します。 	

▼他計画との関係	P5
<ul style="list-style-type: none"> 当市の現状を踏まえ、関係法令（廃棄物処理法等）や上位計画（上越市第7次総合計画等）の理念に基づき、廃棄物排出量の削減と資源化の推進により、循環型社会の形成を目指すもの 	



2 ごみ処理基本計画

(1) 基本理念及び基本方針

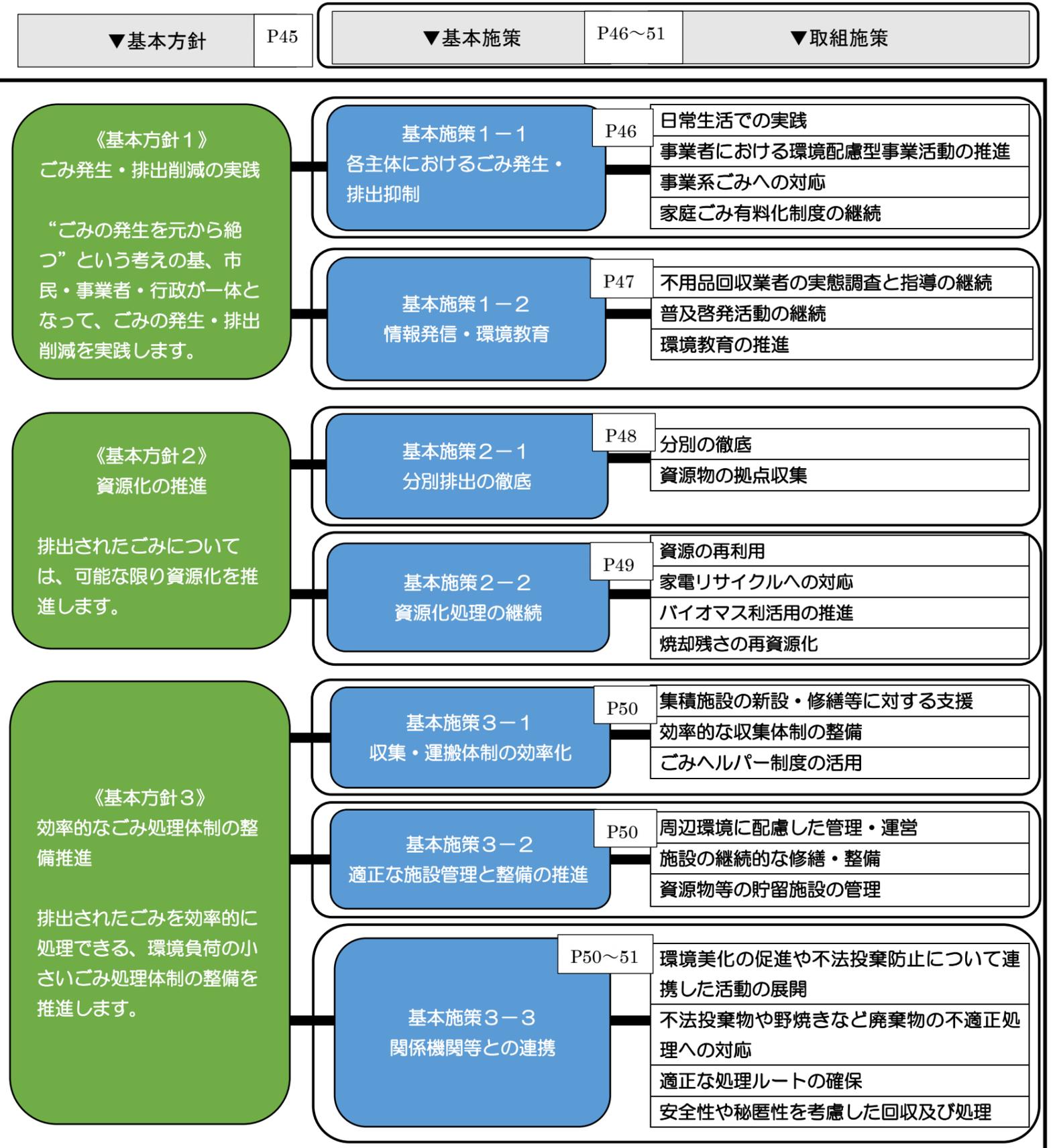
▼基本理念	P38
-------	-----

基本理念

3Rの実践によるごみ発生量の削減
と資源化の促進による持続可能な
循環型社会の構築

- 当市では「発生抑制（リデュース）」「再使用（リユース）」「再生利用（リサイクル）」の3Rに基づき、ごみ削減と環境負荷の最小化を目指してきた。
- 国連で「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、国内でも「食品ロスの削減の推進に関する法律」や「プラスチック資源循環戦略」が策定された。
- 国内外の状況変化を受け、当市は安定的かつ効率的なごみ処理体制の維持を図る。
- 市民・事業者・行政が一体となって、3R活動を推進する必要がある。
- それぞれの役割を認識し行動に移すことで、ごみの発生・排出抑制と資源化を推進する。
- 持続可能な循環型社会の構築を目指す。

基本理念の実現



2 ごみ処理基本計画

(2) 現計画の目標達成状況 P27~28

目標	平成25年度 (基準年度)	令和5年度 (実績)	令和6年度 (目標)	達成 見込
ごみ総排出量 57,686t、1人1 日当たりごみ排 出量 865g(g/人 日) を目指しま す。	69,975t	61,018t	57,686t	×
生活系ごみのリ サイクル率を 50%以上に引き 上げることを目 指します。	48.1%	38.6%	50.0%以上	×
最終処分量を平 成25年度に比し て、70%以上の 削減を目指しま す。	10,378t	4,782t (▲54%)	2,778t (▲73%)	×
災害廃棄物など の処理に対応す るため、新潟県が 計画する広域最 終処分場の立地 について協力し 整備実現を目指 します。	未整備	新潟県及び公 益財団法人新 潟県環境保全 事業団が行う 整備予定地の 周辺住民に対 する説明等の 取組に支援、 協力	新潟県及び公 益財団法人新 潟県環境保全 事業団が行う 整備予定地の 周辺住民に対 する説明等の 取組に支援、 協力	-

(未達成の理由)

ごみ総排出量…コロナ禍による生活様式変化のため

リサイクル率…デジタル化等による資源物の構成割合変化のため

最終処分量…焼却灰の資源化を委託していた事業者の事業内容変更のため

(3) 次期計画の目標 P40~44

目標	令和5年度 (基準年度)	令和11年度 (中間目標)	令和16年度 (最終目標)
ごみ総排出量45,541t、1人 1日当たりごみ排出量 785(g/人日)を目指します。	61,018t	51,814t	45,541t
生活系ごみのリサイクル率 を40%以上に引き上げるこ とを目指します。	38.6%	39.8%	40.0%以上
最終処分量を令和5年度に 比して、39%以上の削減を 目指します。	4,782t	3,766t (▲21%)	2,926t (▲39%)
市内の経済活動を支えるとともに災害対応の強化を図るため、新潟県及び事業主体である公益財団法人新潟県環境保全事業団が進める上越地区における産業廃棄物最終処分場の整備に向けた取組に協力、支援を行い、令和13年度の供用開始を目指します。			

(4) 取組施策の内容(抜粋) P45~51

◆3Rの推進

ごみの発生抑制、再使用、再利用を推進するため、Reduce(リデュース)、Reuse(リユース)、Recycle(リサイクル)の取組について集中的に情報発信を行う3R推進月間を設け、市民、事業者の意識、行動の定着を図ります。

◆家庭ごみの分別徹底

資源物が品目ごとに適正に分別されるよう、広報紙やホームページによる周知、「家庭ごみの分け方・出し方ガイド」及び「ごみ分別辞典」の活用を呼び掛けるほか、出前講座を実施し、普及啓発を行います。

◆焼却残さの再資源化

上越市クリーンセンターで発生する焼却残さは、施設運営に当たる委託業者との連携を図りながら、セメントの原料等への再資源化を推進します。

3 食品ロス削減推進計画

(1) 策定趣旨 P56

私たちの周りでは、食べられる食品が廃棄される食品ロスが日常的に発生しており、世界には飢えや栄養不足の人々が多数存在しています。2015年に国連サミットで採択されたSDGsでは、目標12として食品ロス削減が重要視されており、G20新潟農業大臣宣言でもフードバリューチェーン全体の食品損失の削減が求められています。食品ロス削減は、家計の節約や事業者のコスト削減、廃棄物処理経費の軽減、環境負荷の低減にも寄与します。また、食べ物を大切にし、生産者への感謝の心を育むことは、食育の観点からも重要です。

この背景を受けて、令和元年5月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が制定され、政府は基本方針を定め、地方公共団体はそれに基づく食品ロス削減推進計画を策定することが求められています。本計画は、食品ロス削減に関する基本理念や関係者の役割、市の施策の方向性を明確にするものです。

(2) 基本理念及び基本方針 P56～59

本計画は、食品ロス削減に関する基本理念や施策の方向性を示すものであり、SDGsや食品ロス削減推進法の理念を踏まえ、地域社会全体での取組を促進することを目的としています。具体的には、食品ロスの現状を把握し、その削減に向けた目標を設定し、消費者や事業者等の役割を明確にするものです。

本計画の基本理念は、「食べ物を大切にする持続可能な地域社会づくり」です。この理念のもと、「もったいない」の精神を市民の意識として定着させ、地域全体で食品ロス削減の取組を進めることを目指します。また、天然資源の有効活用や温室効果ガスの排出削減にも貢献し、豊かな地域資源が次世代に受け継がれる社会の実現を図ります。

「食べ物を大切にする持続可能な地域社会づくり」の推進

～もったいない、減らそう食品ロス～

(3) 目標 P67～68

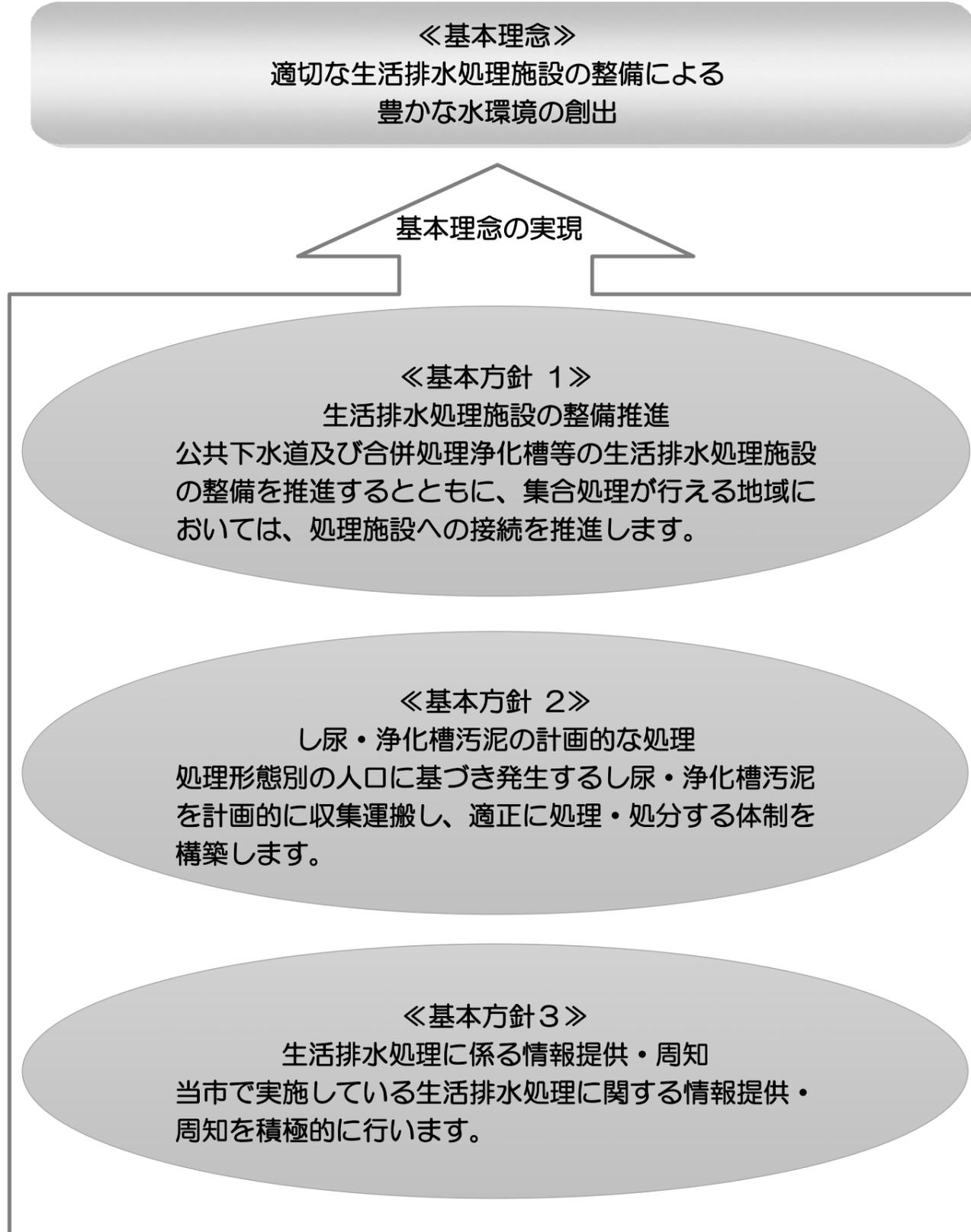
目標	令和5年度 (基準年度)	令和11年度 (中間目標)	令和16年度 (最終目標)
問題を認知して複数の取組を実践する市民の割合を94.0%以上に引き上げることを目指します。	90.5%	92.3%	94.0%以上
食品ロス量を1,338t以下にすることを目標とします。	1,462t	1,396t	1,338t以下

(4) 具体的な取組 P64～65

施策番号	施策内容	具体的な取組例
1	教育及び学習の振興、普及啓発等	SNSを活用した食品ロス削減の情報発信、エシカル消費の普及啓発、食品表示に関する理解促進 「残さず食べよう！にいがた県民運動」の認知度向上、てまえどりの呼び掛け、余った食材の活用情報提供 学校での食品ロス削減教育や生産者との交流を通じた感謝の気持ち育成
2	食品関連事業者等の取組に対する支援	てまえどりの取組支援、先進的な取組事例の情報発信、食品廃棄物の再生利用促進 食べ残しを減らすための呼び掛けや小盛りサイズメニューの提供周知、地産地消の推進活動
3	情報の収集及び提供等	食品ロス量の推計や消費者意識調査による実態把握、先進的な取組の情報をウェブサイトやSNSで紹介
4	未利用食品の活用に向けた支援等	フードバンク活動の周知と未利用食品の寄付呼び掛け、食料支援を必要とする家庭への無償提供の取組充実

4 生活排水処理基本計画

(1) 基本理念及び基本方針 P81



(2) 現行目標の達成状況 P76

目標	令和 6 年度には全人口の 88.8%の生活排水を適正に処理することを目標とします。			
達成状況	平成 25 年度 (基準年度)	令和 5 年度 (実績)	令和 6 年度 (目標)	達成見込
	80.2%	88.4%	88.8%	○

(3) 次期目標 P82

目標	令和 16 年度には全人口の 93.6%の生活排水を適正に処理することを目標とします。		
達成状況	令和 5 年度 (基準年度)	令和 11 年度 (中間目標)	令和 16 年度 (最終目標)
	88.4%	93.4%	93.6%

(4) 取組施策の内容 (抜粋) P85~86

- 公共下水道の未普及地域の早期解消を目指し、整備を進めます。また、公共下水道や農業集落排水施設で集合処理区域としての整備が完了している区域においては、未接続世帯の接続を推進していきます。
- 現在、委託業者と許可業者により、し尿・浄化槽汚泥を収集運搬し、上越市汚泥リサイクルパークに搬入しています。引き続き、収集・運搬業者と連携を図り、収集サービスの向上や衛生面の強化を図っていきます。
- し尿及び浄化槽汚泥処理工程で排出される汚泥から発生するメタンガスを燃料にした、バイオガスボイラーを活用することにより、環境負荷の軽減を図るとともに汚泥を乾燥・肥料化し市民に販売します。
- 生活排水処理の施策の推進に向けては、市民の理解と協力が不可欠となります。生活排水処理推進員の活動により排水設備の設置促進を図るとともに、施設整備の支援制度等について、チラシやパンフレットの配布、「ホームページ」や「広報上越」に掲載するなど広く周知していきます。

5 災害廃棄物処理計画

(1) 基本方針 P90

《基本方針 1》

災害廃棄物処理体制の整備

災害時において発生する廃棄物の処理に迅速かつ的確に対応していくため、平時から災害廃棄物処理体制を整備します。

《基本方針 2》

災害廃棄物の衛生的かつ計画的な処理の実施

災害で発生した廃棄物は膨大かつ様々な種類のものが想定されることから、特に衛生面に配慮した計画的な処理を実施することを目指します。

《基本方針 3》

災害廃棄物処理に関する情報周知・教育活動の推進
災害時に市全体で対応できるように、平時から災害廃棄物処理に関する情報周知や教育活動を行います。

(2) 能登半島地震を踏まえ追加した内容（抜粋）

①仮置場の設置 P132

- ・設置場所：上越市クリーンセンター
- ・受付期間：令和6年1月5日（金）～5月2日（木）
- ・受入品目：コンクリートがら、瓦、灯ろう、土壁等、木くず
- ・災害廃棄物量

災害廃棄物の種類		災害廃棄物の量（単位：トン）
		合計
災害 廃棄物	可燃ごみ（畳、廃プラスチック等）	53.06
	不燃物、金属類	57.67
	大型木材	296.46
	コンクリートがら、瓦	1,907.93
	土壁等外壁	560.00
合計		2,875.12

②被災家屋等の解体・撤去 P141

・制度の概要

項目	内容
公費解体	半壊以上の被災家屋等の解体・撤去を公費で市が行う。
自費解体	所有者が被災家屋等を解体・撤去した場合、その費用を市が償還（基準額あり）する。
申請者	被災家屋等の所有者（個人又は中小企業等） 中小企業等とは、中小企業基本法第2条第1項各号の規定による中小企業又はこれに準ずる公益法人等
要件	罹災証明書による被害の程度が全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊のいずれかであるもの又はこれと同程度の被害を受けていると確認できるもの
申請期間	令和6年2月26日から令和6年7月31日まで
受付件数	公費解体 54件、自費解体 27件、 合計81件